

京都市告示第279号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年8月1日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
山科柳辻緯15号線	山科区柳辻草海道町20番地の1地先内	旧	メートル 40.60	メートル 5.05
		新	40.60	6.00 ~ 6.03
醍醐経45号線	伏見区醍醐榎ノ内町54番地地先内	旧	11.80	3.40
		新	11.80	4.00 ~ 4.02
向島41号線	伏見区向島善阿弥町41番地の14地先内	旧	4.60	7.20
		新	4.60	7.14 ~ 9.40

(建設局土木管理部道路明示課)